

この紹介率の設定は、実際問題として外来部門を持っている医療機関にとって簡単に達成できるものではありませんでした。

Q.かなりハードルの高い紹介率ですね。
藤田院長／この紹介率の条件で地域医療支援病院の承認を得ることはとても困難でした。しかし、厚生労働省が承認の条件を緩和するなど軌道修正したことによって民間病院の当病院でも地域医療支援病院の承認が得られるようになりました。

Q.承認基準はどのように変わりましたか。
藤田院長／①原則として200以上の病床数を有する病院である。
②地域の医療機関からの紹介率60%以上、逆紹介率(紹介された医療機関に患者さんを帰すUターン率)40%以上。または、紹介率40%以上、逆紹介率60%以上。
③他の医療機関に対して高度医療機器や病床を提供し、共同利用を行っている。
④地域の医療従事者の向上のために生涯教育などの研修に取り組んでいる。
⑤24時間体制の救急医療を行っている。
⑥施設が耐震構造など必要な構造を有している。
この6つが承認基準となりました。

Q.名古屋記念病院はこの6つの承認基準を満たしているということですね。
藤田院長／当病院の病床数は200床以上あり、紹介率は62%と、60%を超えているほか、耐震構造になっています。また、平成18年3月に災害拠点病院にも指定されています。そして、病診連携室を開設して地域の病院や診療所のほか、地域医師会とも密接に連携を取り、ベッドも地域の病院や診療所に開放する開放型

病床も名古屋市で最初に導入しています。

また、高度医療機器の共同利用はもちろんのこと、私が院長になってから名古屋市で初めて登録医の先生方に手術室をオープンしています。

このように、当病院は医療の機能分担に積極的に取り組んでいます。こうした一連の地道な活動が地域医療支援病院の基準をすべて満たし、この3月に承認されました。

Q.全国的に地域医療支援病院に承認されている病院は。

藤田院長／昨年の11月の時点で198病院です。

Q.愛知県ではどうですか。

藤田院長／これまでに7病院あり、当病院は8番目の地域医療支援病院の承認病院になります。

Q.名古屋記念病院が、地域医療支援病院の承認を目指そうとした目的は。

藤田院長／平成18年の医療法改正によって病院経営はこれまで以上にかなり厳しくなるだろうと予想していました。このため、医療経営を安定させ、地域医療のさらなる充実を図るために地域医療支援病院の承認を得なければならないと判断しました。

Q.そのために名古屋記念病院としてどのような取り組みをしましたか。

藤田院長／全職員の意思統一は重要な

要素であるため、院内にプロジェクトを組織し、活発な議論を積み重ねるなどコミュニケーションを図りながら取り組んできました。

その結果、今年になって紹介率はクリアでき、維持できるということが分かったために地域医療支援病院の承認を得るために申請し、承認されたということです。

Q.名古屋記念病院が、地域医療支援病院に承認されたことで、地域医療や住民にとってどんなメリットがありますか。

藤田院長／当病院から、地域に向かって医療に関する情報を発信したり、承認後は当病院の医療活動の内容について愛知県や名古屋市など行政に報告する義務があります。こうした医療情報がいろんな形でオープンになるため、地域住民が受診する際、良い判断材料になると思います。

Q.名古屋記念病院にとってどんなメリットがありますか。

藤田院長／当病院の医療に対する透明性と、積極的な医療の取り組み方が広く知られるようになります。さらに、全職員が、安心と安全な医療の実現のために今以上に取り組まなければならないという良い意味での緊張感が生まれてくると思います。今回の地域医療支援病院に承認されたことを契機に、地域医師会とも密接に連携を取りながら地域医療のさらなる充実に務めなければならないと強く思っています。

